

総務省における建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領

平成 17 年 3 月 30 日
総務省大臣官房会計課長決定

(指名停止)

- 第 1 総務省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）は、総務省における契約事務の適正な運用を期するため、有資格業者（建設工事及び測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）が別表 1 及び別表 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 2 会計課長が指名停止を行ったときは、総務大臣の委任を受けた会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等（以下「所属担当官」という。）は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第 2 会計課長は、第 1 第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 会計課長は、第 1 第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 会計課長は、第 1 第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(合併、分割等が行われたときの指名停止)

- 第 3 会計課長は、指名停止の期間中の有資格業者（この項の規定により指名

停止を行うものとされる者を含む。)が、合併(当該有資格業者が存続するものを除く。)、分割(当該指名停止に係る事業を承継させるものに限る。)又は当該事業の譲渡をしたときは、合併後存続する者、分割により当該事業を承継した者又は当該事業の譲渡を受けた者(以下この項及び第3項においてこれらを「第1項合併後存続者等」という。)であつて有資格業者である者について、情状酌量すべき特別の事由がない限り、当該指名停止の期間の残存期間に限り、指名停止を行うものとする。この項前段に規定する合併、分割又は事業の譲渡の際に、第1項合併後存続者等が有資格業者でない場合において、当該第1項合併後存続者等が当該指名停止の期間中に有資格業者になったときも、同様とする。

- 2 会計課長は、別表各号に掲げる措置要件の一に該当する有資格業者(この項に規定する第2項合併後存続者等を含む。以下この項において「有資格業者等」という。)が、これによる指名停止が行われる前に、合併(当該有資格業者等が存続するものを除く。)、分割(当該指名停止に係る事業を承継させるものに限る。)又は当該事業の譲渡をしたときは、当該有資格業者(当該合併により消滅する場合を除く。)のほか、情状酌量すべき特別の事由がない限り、第2項合併後存続者等(当該合併後存続する者、分割により当該事業を承継した者又は当該事業の譲渡を受けた者をいう。第4項において同じ。)であつて有資格業者である者についても、第1第1項の規定により、指名停止を行うものとする。
- 3 所属担当官は、第1項前段に規定する場合に該当すると認めるときは、同項前段に規定する指名停止の期間中の有資格業者(同項前段に規定する合併があつたときは、合併後存続する者)から、遅滞なく第1項合併後存続者等(当該有資格業者がした合併、分割又は事業の譲渡に係る者に限る。)の商号又は名称、代表者氏名、住所、事業を承継した日又は事業の譲渡を受けた日その他の事項を報告させるものとする。
- 4 所属担当官は、第2項に規定する場合に該当すると認めるときは、同項に規定する別表各号に掲げる措置要件の一に該当する有資格業者(同項に規定する合併があつたときは、合併後存続する者)から、遅滞なく第2項合併後存続者等(当該有資格業者がした合併、分割又は事業の譲渡に係る者に限る。)の商号又は名称、代表者氏名、住所、事業を承継した日又は事業の譲渡を受けた日その他の事項を報告させるものとする。

(指名停止期間の特例)

- 第4 有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いも

- のもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - ① 別表1各号若しくは別表2各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又はその期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表1各号又は別表2各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。
 - ② 別表2第1号から第10号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第10号までに掲げる措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
 - 3 会計課長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1までの期間とすることができる。
 - 4 会計課長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍までの期間とすることができる。
 - 5 会計課長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 6 会計課長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を取り消すものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

- 第5 会計課長は、第1第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。
- ① 談合情報を得た場合、又は所属担当官の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表2第5号、第8号又は第9号に該当したとき。
 - ② 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害

すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該入札談合等関与行為に関し、別表2第4号から第6号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

- ③ 当該機関又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（同条第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表2第7号から第10号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第6 会計課長は、第1第1項、第2各項若しくは第3第1項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4第6項の規定により指名停止を取り消したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ別紙様式1から別紙様式3までにより通知するものとする。

- 2 会計課長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が所属担当官の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ会計課長の承認を受けたときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第8 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格業者が所属担当官の契約に係る建設工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（所属担当官への通知等）

第9 会計課長は、第1第1項、第2各項若しくは第3第1項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4第6項の規定により指名停止を取り消したときは、それぞれ別紙様式4から別紙様式6までにより、所属担当官に通知するものとする。

- 2 所属担当官は、管轄区域内において、有資格業者が別表各号に掲げる措置

要件の一に該当することが判明したときは、速やかに会計課長に別紙様式7により報告するものとする。

- 3 所属担当官は、有資格業者から第3第3項又は第4項の規定による報告を受けたときは、速やかに会計課長に別紙様式8により報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10 会計課長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(附則)

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和3年1月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和4年10月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和8年3月2日から適用する。

別表 1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 所属担当官の発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 所属担当官が締結した請負契約に係る建設工事（以下この表において「自発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>3 所属担当官の管轄区域内における建設工事で自発注工事以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>7 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 カ月以内</p>

別表 2

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のアからウまでに掲げる者が所属担当官に属する職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のアからウまでに掲げる者が所属担当官に属する職員以外の総務省の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>3 次のアからウまでに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 所属担当官が締結した建設工事等の請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した建設工事等の請負契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 3カ月以上12カ月以内</p> <p>刑事告発を知った日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>7 建設工事等の請負契約に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>8 所属担当官が締結した建設工事等の請負契約に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 所属担当官が締結した建設工事等の請負契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>10 他の公共機関の職員が締結した建設工事等の請負契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>11 所属担当官の管轄区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>12 所属担当官が締結した建設工事等の請負契約に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>13 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>14 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>

別紙様式1

番 号
令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

総務省大臣官房会計課長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が (の) (注：1) ことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(注：2)

記

1. 指名停止の期間 (注：3)

2. 指名停止の理由 (注：4)

- (注) 1. 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
2. 第6第2項の適用がある場合は、「今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。」と記載する。
3. 指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
4. 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

別紙様式2

番 号
令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

総務省大臣官房会計課長

指名停止期間変更通知書

先に、令和 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指
名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

別紙様式3

番 号
令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

総務省大臣官房会計課長

指名停止取消通知書

先に、令和 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨通知したところであるが、この度、当該指名停止を取り消
したので通知する。

別紙様式 4

番 号
令和 年 月 日

所属担当官 殿

総務省大臣官房会計課長

指 名 停 止 通 知 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
資 格 の 種 類 及 び 等 級	

上記有資格業者について、総務省における建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表 第 号に掲げる措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので通知する。

記

1. 指名停止の期間（注）
2. 指名停止の理由
3. 備考（他機関の見解等）

（注）第4第1項から第4項まで及び第5の規定により指名停止の期間を定めた場合には、その旨も記載する。

別紙様式 5

番 号
令和 年 月 日

所属担当官 殿

総務省大臣官房会計課長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格業者については、先に令和 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

別紙様式6

番 号
令和 年 月 日

所属担当官 殿

総務省大臣官房会計課長

指名停止取消通知書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格業者については、先に令和 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を取り消したので通知する。

記

理由

別紙様式 7

番 号
令和 年 月 日

総務省大臣官房会計課長 殿

所属担当官

指名停止等措置要領別表各号に該当する者の報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	
資格の種類及び等級	

上記有資格業者について、総務省における建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表 第 号に掲げる措置要件に該当する事実があるので報告する。

(参考)

他の公共機関等の対応状況等（新聞記事等があれば添付する。）

別紙様式 8

番 号
令和 年 月 日

総務省大臣官房会計課長 殿

所属担当官

合併・分割・事業譲渡に該当する者の報告書

この度、（合併・分割・事業譲渡前の商号又は名称）は、（合併・分割・事業譲渡）により、事業の承継又は事業の譲渡があったので、下記のとおり報告する。

記

承継又は譲渡前

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	

承継又は譲渡後

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	
承継した日又は譲渡を受けた日	令和 年 月 日
その他の事項 (承継した又は譲渡を受けた事業内容等)	